

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、翌日)

目 次

◇ 告 示

示

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関の指定

保険医等の登録

ふ化業者の登録

土地改良事業の認可(三件)

林業種苗法による生産事業者の登録証の変更

◇ 公 告

告

砂利採取業務主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林 医 院	米子市東町一五四	昭和六十年七月十六日

鳥取県告示第八百一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
林 医 院	米子市東町一五四	昭和六十年六月三十日

鳥取県告示第八百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	昭和六十年七月十六日
加藤医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二	昭和六十年七月二十六日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	昭和六十年七月三十一日

鳥取県告示第八百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 孝 幸	鳥医第三、三〇〇号	昭和六十年七月十三日
岡 垣 久 美 子	鳥薬第五八二号	〃

鳥取県告示第八百四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により、告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
第一号	昭和六十年八月一日	山陰食鶏農業協同組合 西伯郡淀江町大字中間一七	山陰食鶏農業協同組合 卵場 西伯郡淀江町大字中間六〇八
第二号	〃	鳥取養鶏農業協同組合 鳥取市秋里三一五	鳥取養鶏農業協同組合 鳥取市秋里三一五
第三号	〃	鳥取県経済農業協同組合 連合会 鳥取市末広温泉町七二四	鳥取県経済農業協同組合 連合会鳥取種鶏場 鳥取市賀露町字西浜一七六

鳥取県告示第八百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）服部地区農道整備）を昭和六十年七月三十一日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）服部地区農業用排水）を昭和六十年七月三十一日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業黒見地区農道整備）を昭和六十年七月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、日南町森林組合から生産事業者の登録証の記載事項に変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

	生産事業者の住所	事業所の所在地
変更前	日野郡日南町生山八四七	日野郡日南町生山八四七
変更後	日野郡日南町生山四三三十二	日野郡日南町生山四三三十二

公 告

昭和60年7月31日に実施した昭和60年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和60年 8月 6日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

石原重美 森原孝憲 谷口健一
堀川ひろ子 松尾龍平

知行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】